

静 岡 市 報

No. 80

静岡市葵区追手町5番1号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月1日・隨時

目 次

条 例

○静岡市清水港海づくり公園条例	7
○静岡市保健福祉センター条例の全部を改正する条例	10
○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例	12
○静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
○静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
○静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	15
○静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
○静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
○静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
○静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
○静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例	20
○静岡市自然の家条例を廃止する条例	21
○静岡市靈柩自動車利用条例を廃止する条例	22
○静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	23
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	65
○静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	72
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	91

○静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例 ······ 107

規 則

○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ······ 109

○静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ······ 110

○静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ······ 112

○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
······ 113

○静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則 ······ 114

○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則 ······ 115

○静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則 ······ 119

教育委員会規則

○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 ··· 121

○静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
······ 126

○静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ······ 129

告 示

○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき
市長が定める額を定めた告示の一部改正 ······ 133

<本号で登載された条例のあらまし>

◇ 静岡市清水港海づり公園条例（令和7年静岡市条例第68号）

市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の健全な余暇の利用の充実を図るとともに、海と港に対する理解を深めるため、清水港海づり公園を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市保健福祉センター条例の全部を改正する条例（令和7年静岡市条例第69号）

各区役所における保健と福祉の一体的なサービス提供体制の構築に伴い、9箇所の保健福祉センターを3箇所に集約し、保健センターに名称を変更するとともに、保健センターが行う事業等について必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第70号）

旧足久保小学校活用事業について、活用事業者が決定したことに伴い、足久保小学校夜間照明施設が廃止されるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第71号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の職員のうち、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員に対して、園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を及ぼす行為を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき禁止するよう規定が改正されたため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第72号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、幼保連携型認定こども園の職員に対して、園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を及ぼす行為を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき禁止するよう規定が改正されたため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令

(和7年静岡市条例第73号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、認定こども園の職員のうち、幼稚園型認定こども園の職員に対して、園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を及ぼす行為を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき禁止するよう規定が改正されたため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第74号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児が健康診査を受け、かつ、その健康診査の結果を事業者が把握した場合に、健康診断等の全部又は一部を免除できることとするなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第75号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児が健康診査を受け、かつ、その健康診査の結果を施設の事業者が把握した場合に、健康診断等の全部又は一部を免除できることとするなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第76号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児が健康診査を受け、かつ、その健康診査の結果を施設の事業者が把握した場合に、健康診断等の全部又は一部を免除できることとするなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第77号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児が健康診査を受け、かつ、その健康診査の結果を施設の事業者が把握した場合に、健康診断等の全部又は一部を免除できることとするなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第78号）

納骨堂の利用者の資格を変更するため、永年利用に限り市外在住遺族を納骨堂の利用者に加えるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自然の家条例を廃止する条例（令和7年静岡市条例第79号）

静岡市自然の家の廃止に伴い、本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市靈柩自動車利用条例を廃止する条例（令和7年静岡市条例第80号）

静岡市靈柩自動車の廃止に伴い、本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第81号）

職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第82号）

会計年度任用職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第83号）

教育職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第84号）

小学校及び中学校の教育職員等の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第85号）

教職調整額の改定のため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市清水港海づり公園条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第68号

静岡市清水港海づり公園条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の健全な余暇の利用の充実を図るとともに、海と港に対する理解を深めるため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市清水港海づり公園	静岡市清水区興津中町地先

(海づり公園の構成)

第2条 静岡市清水港海づり公園（以下「海づり公園」という。）は、次に掲げる施設をもつて構成する。

(1) 栈橋

(2) 前号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 海づり公園は、次に掲げる事業を行う。

(1) 海釣りの知識及び海釣りの場の提供に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開園時間)

第4条 海づり公園の開園時間は、午前6時30分から午後6時30分まで（9月1日から翌年の4月30日までの期間にあっては、午前7時から午後5時まで）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第5条 海づり公園の休園日は、平日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）及び1月1日から1月3日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

(栈橋の利用の許可)

第6条 海づくり公園の施設のうち桟橋を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(桟橋の利用の不許可)

第7条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、桟橋の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 泥酔その他桟橋を安全に利用できない状態であると認めるとき。

(3) 救命胴衣の着用を拒否したとき。

(4) 桟橋の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第8条 桟橋の利用の許可を受けた者（以下「桟橋利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、桟橋利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(桟橋利用の許可の取消し)

第10条 市長は、桟橋利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、桟橋利用の許可を取り消すことができる。

(1) 桟橋利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 桟橋利用者が、第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が海づくり公園の管理上その利用を不適当と認めるとき。

(入園の制限)

第11条 市長は、海づくり公園の入園者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき、その他管理上支障があると認めるときは、海づくり公園への入園を拒否し、又は退園させることができる。

(供用の休止等)

第12条 市長は、海づくり公園の補修その他管理上必要があると認めるときは、海づくり公園の全

部又は一部の供用を休止し、又は入園を制限することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 海づくり公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

区分		使用料（1人につき）
基本使用料	15歳以上の者	1,000円
	7歳以上15歳未満の者	500円
延長使用料	15歳以上の者	1時間につき300円
	7歳以上15歳未満の者	1時間につき150円

備考

- 1 15歳である者であって中学校の生徒であるもの及びこれに準ずるもの並びに6歳である者であって小学校の児童であるもの及びこれに準ずるものは、7歳以上15歳未満の者の区分とする。
- 2 年齢が7歳未満の者に対しては、その者に係る使用料は、無料とする。
- 3 基本使用料は、桟橋に入場してから4時間を経過する時までの利用に係る料金をいう。
- 4 延長使用料は、基本使用料に係る利用時間を超える利用に係る料金をいう。
- 5 延長使用料の算定に当たって1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

静岡市保健福祉センター条例の全部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第69号

静岡市保健センター条例

静岡市保健福祉センター条例（平成15年静岡市条例第165号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 静岡市は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する市町村保健センターの事業等を実施するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市城東保健センター	静岡市葵区城東町24番1号
静岡市南部保健センター	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号
静岡市清水保健センター	静岡市清水区渋川二丁目12番1号

(事業)

第2条 前条の表に掲げる保健センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- (2) 歯科衛生、栄養相談等の実施に関すること。
- (3) 保健サービスに係る各種相談並びに保健及び福祉関係申請の取次ぎに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年5月7日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市条例第70号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16
足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1

を

」

「

峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16
------------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第71号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第72号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第20条中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第73号

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第20条第5号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第74号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市条例第75号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第26条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第76号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第77号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「第52条第1項第2号」を「第28条第2項の表及び第52条第1項第2号」に改める。

第28条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第42条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第78号

静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例

静岡市納骨堂条例（平成15年静岡市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市内に住所を有する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）市内に住所を有する者

（2）死亡の当時市内に住所を有していた者の焼骨について納骨堂を永年利用しようとする者

第6条第1項中「する者」の次に「（死亡後の自己の焼骨について、当該焼骨を管理する者に納骨堂の永年利用をさせようとする者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市自然の家条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第79号

静岡市自然の家条例を廃止する条例

静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

2 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和7年静岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）」を削り、「特定社会教育機関」を「博物館」に改める。

静岡市靈柩自動車利用条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第80号

静岡市靈柩自動車利用条例を廃止する条例

静岡市靈柩自動車利用条例（平成15年静岡市条例第182号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第81号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「31万円」を「31万800円」に改める。

第25条第1項中「2万1,000円」を「2万2,500円」に改める。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月 額								
定年		円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再1		188,700	243,500	275,600	307,000	364,900	399,400	452,600	478,100	514,300
任用2		189,700	244,800	276,600	308,500	366,600	401,500	454,100	488,300	519,500
短時3		190,900	246,200	277,600	309,900	368,200	403,500	455,400	493,400	524,000

間 勤 4	192, 000	247, 600	278, 500	311, 300	369, 800	405, 600	456, 900	498, 700	527, 300
務 職 5	193, 200	248, 900	279, 500	312, 700	371, 400	407, 200	458, 500	502, 600	530, 100
員 以 6	194, 900	250, 200	280, 500	313, 800	373, 200	409, 200	460, 100	505, 600	533, 600
外 の 7	196, 500	251, 900	281, 500	314, 800	374, 700	411, 200	461, 500	508, 500	536, 500
職員 8	198, 100	253, 300	282, 500	316, 000	376, 300	413, 100	462, 400	511, 000	539, 000
	199, 500	254, 700	283, 500	317, 100	377, 600	414, 900	463, 400	513, 000	541, 000
10	201, 200	255, 900	284, 500	318, 700	379, 200	416, 500	464, 400		
11	202, 800	257, 200	285, 500	320, 300	380, 700	418, 300	465, 000		
12	204, 400	258, 500	286, 500	321, 900	382, 200	420, 000	465, 800		
13	205, 900	259, 800	287, 500	323, 300	383, 800	421, 400	466, 600		
14	207, 600	261, 000	288, 700	324, 900	385, 800	422, 800	467, 500		
15	209, 300	262, 200	290, 000	326, 400	387, 500	424, 300	468, 300		
16	210, 900	263, 500	291, 200	328, 000	389, 400	425, 800	469, 200		
17	212, 100	264, 600	292, 500	329, 400	391, 200	427, 300	470, 000		
18	213, 700	265, 700	293, 800	331, 100	392, 900	428, 800	470, 900		
19	215, 300	266, 700	295, 000	332, 700	394, 600	430, 300	471, 700		
20	216, 800	267, 800	296, 200	334, 300	396, 300	431, 700	472, 400		
21	218, 300	268, 700	297, 200	335, 700	397, 700	432, 800	473, 100		
22	219, 800	269, 700	298, 300	337, 300	398, 800	433, 700	473, 900		
23	221, 400	270, 700	299, 600	339, 000	400, 300	434, 600	474, 700		
24	223, 000	271, 700	300, 900	340, 600	401, 800	435, 500			
25	224, 600	272, 700	302, 200	341, 800	403, 200	436, 200			
26	226, 300	273, 600	303, 200	343, 700	404, 300	437, 200			
27	227, 600	274, 500	304, 200	345, 400	405, 400	438, 100			
28	228, 900	275, 400	305, 200	346, 900	406, 600	439, 100			
29	230, 100	276, 200	306, 300	348, 400	407, 400	440, 000			
30	231, 200	276, 900	307, 500	350, 000	408, 400	441, 000			
31	232, 300	277, 800	308, 500	351, 500	409, 400	441, 900			
32	233, 400	278, 500	309, 700	353, 100	410, 400	442, 900			
33	234, 500	279, 200	310, 900	354, 800	411, 200	443, 700			
34	235, 400	280, 000	312, 200	356, 500	411, 900	444, 600			

35	236, 300	280, 800	313, 500	358, 300	412, 500	445, 500			
36	237, 300	281, 400	314, 800	360, 100	413, 200	446, 400			
37	238, 300	282, 100	316, 000	361, 600	413, 700	447, 100			
38	239, 100	283, 100	317, 300	363, 000	414, 200	447, 900			
39	240, 000	283, 600	318, 500	364, 400	414, 700	448, 600			
40	240, 800	284, 300	319, 800	365, 800	415, 300	449, 300			
41	241, 600	285, 100	321, 100	367, 200	415, 700	449, 900			
42	242, 300	285, 800	322, 400	368, 100	415, 900	450, 800			
43	242, 900	286, 500	323, 700	369, 100	416, 200	451, 500			
44	243, 500	287, 100	324, 800	370, 100	416, 500	452, 300			
45	244, 200	287, 900	325, 700	371, 000	416, 800	452, 800			
46	244, 800	288, 500	327, 000	372, 000	417, 100				
47	245, 400	289, 200	328, 200	372, 900	417, 400				
48	246, 000	289, 800	329, 500	373, 900	417, 700				
49	246, 500	290, 500	330, 700	374, 800	417, 900				
50	247, 100	291, 100	332, 000	375, 500	418, 200				
51	247, 600	291, 800	333, 200	376, 100	418, 400				
52	248, 100	292, 500	334, 400	376, 700	418, 700				
53	248, 500	293, 000	335, 700	377, 100	418, 900				
54	248, 900	293, 600	336, 700	377, 700	419, 100				
55	249, 200	294, 300	337, 700	378, 400	419, 400				
56	249, 500	295, 400	338, 800	379, 100	419, 700				
57	249, 800	295, 800	339, 500	379, 400	419, 900				
58	250, 100	296, 500	340, 400	380, 100	420, 300				
59	250, 400	297, 000	341, 100	380, 800	420, 900				
60	250, 700	297, 800	341, 900	381, 400	421, 600				
61	251, 000	298, 100	342, 700	381, 700	421, 800				
62	251, 300	298, 600	343, 100	382, 200	422, 100				
63	251, 600	299, 300	343, 700	382, 800	422, 400				
64	251, 900	299, 800	344, 400	383, 300	422, 600				

65	252, 200	300, 300	345, 200	383, 600	422, 800			
66	252, 500	300, 900	345, 900	384, 200				
67	252, 800	301, 300	346, 600	384, 900				
68	253, 100	301, 900	347, 200	385, 500				
69	253, 400	302, 500	347, 600	385, 800				
70	253, 700	302, 800	348, 200	386, 300				
71	254, 000	303, 300	348, 700	386, 900				
72	254, 300	303, 700	349, 300	387, 400				
73	254, 600	304, 300	349, 600	387, 900				
74	254, 900	304, 800	350, 100	388, 500				
75	255, 200	305, 100	350, 500	389, 000				
76	255, 500	305, 400	350, 900	389, 300				
77	255, 800	305, 600	351, 300	389, 700				
78	256, 100	305, 900	351, 800	390, 200				
79	256, 400	306, 100	352, 300	390, 600				
80	256, 700	306, 400	352, 800	391, 000				
81	257, 000	306, 600	353, 100	391, 400				
82	257, 300	306, 800	353, 500	391, 900				
83	257, 500	307, 100	353, 900	392, 300				
84	257, 800	307, 300	354, 300	392, 700				
85	258, 100	307, 600	354, 600	393, 000				
86	258, 400	307, 800	355, 000					
87	258, 700	308, 100	355, 400					
88	259, 000	308, 500	355, 800					
89	259, 300	308, 700	356, 000					
90	259, 600	308, 900	356, 400					
91	259, 700	309, 200	356, 800					
92	259, 900	309, 500	357, 200					
93	260, 000	309, 700	357, 400					
94		309, 900	357, 700					

95		310,300	358,100					
96		310,700	358,400					
97		310,900	358,700					
98		311,200	359,100					
99		311,600	359,500					
100		312,000	359,900					
101		312,200	360,400					
102		312,400	360,800					
103		312,700	361,200					
104		313,000	361,600					
105		313,200	362,100					
106		313,500	362,500					
107		313,800	362,800					
108		314,100	363,100					
109		314,300	363,500					
110		314,700						
111		315,100						
112		315,400						
113		315,600						
114		315,800						
115		316,100						
116		316,500						
117		316,700						
118		316,900						
119		317,200						
120		317,500						
121		317,800						
122		318,000						
123		318,300						
124		318,600						

	125		318,900							
定 年		基準給 料月額								
前 再		202,000	224,700	264,000	283,800	296,800	319,800	362,100	396,200	447,900
任 用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
短 時 間 勤 務 職 員										

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	号給	職務の級		
		1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前		円	円	円
再 任 用	1	356,100	464,000	532,500
短 時 間	2	359,100	466,300	534,400
勤 务 職	3	362,000	468,800	536,300
員 以 外	4	364,900	471,400	538,200
の職員	5	367,300	473,900	539,900
	6	370,300	476,400	541,700
	7	373,100	478,900	543,500
	8	376,200	481,500	545,300
	9	378,500	483,900	547,000
	10	381,600	486,400	548,800
	11	384,700	488,600	550,600
	12	387,800	490,500	552,400
	13	389,900	492,400	554,000
	14	392,700	494,200	555,700

15	395,700	496,100	557,400
16	398,700	497,900	559,100
17	400,900	499,700	560,800
18	404,400	502,100	562,500
19	407,900	504,500	564,200
20	411,200	506,800	565,900
21	413,700	509,000	567,600
22	417,100	511,300	569,200
23	420,400	513,600	570,800
24	423,600	515,900	572,400
25	426,100	517,900	574,000
26	428,400	520,100	575,600
27	430,700	522,300	577,200
28	432,900	524,500	578,800
29	434,800	526,400	580,100
30	436,600	528,600	581,700
31	438,800	530,800	583,300
32	440,800	533,000	584,900
33	442,500	535,100	586,400
34	444,800	537,100	587,900
35	447,100	539,100	589,400
36	449,300	541,100	590,900
37	450,900	542,900	592,400
38	452,900	544,500	593,900
39	454,600	546,100	595,400
40	456,200	547,700	596,900
41	457,600	549,100	598,500
42	459,100	550,700	600,000
43	460,600	552,300	601,500
44	462,300	553,900	603,000
45	463,900	555,300	604,400

46	466,400	556,800	605,900
47	469,000	558,300	607,400
48	471,500	559,800	608,900
49	473,800	561,200	610,500
50	476,100	562,800	
51	478,400	564,400	
52	480,700	566,000	
53	483,000	567,400	
54	485,300	568,900	
55	487,600	570,400	
56	489,900	571,900	
57	492,200	573,000	
58	494,500	573,700	
59	496,800	574,400	
60	499,100	575,100	
61	501,200	575,600	
62	503,400		
63	505,600		
64	507,800		
65	509,700		
66	512,100		
67	514,500		
68	516,900		
69	519,100		
70	521,200		
71	523,300		
72	525,400		
73	527,200		
74	529,300		
75	531,400		

76	533,500		
77	535,300		
78	537,300		
79	539,300		
80	541,300		
81	543,300		
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料月額 354,500円	基準給料月額 403,500円	基準給料月額 475,900円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分 の職員	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,700	225,500	331,900	387,300
	2	207,100	226,700	333,700	389,800
	3	208,500	227,800	335,200	392,200
	4	209,800	228,900	336,800	394,700
	5	210,700	229,500	338,400	397,000
	6	212,300	230,900	340,500	399,300
	7	213,900	232,300	342,500	401,600
	8	215,500	233,700	344,500	403,800
	9	216,400	234,600	346,000	406,000
	10	218,300	236,100	347,800	408,100
	11	220,000	237,500	349,700	410,200
	12	221,800	239,100	351,600	412,200
	13	223,300	240,100	353,200	414,000

14	224, 200	241, 900	354, 800	415, 900
15	225, 100	243, 700	356, 800	417, 800
16	225, 800	245, 400	358, 700	419, 700
17	226, 700	246, 800	360, 300	421, 500
18	227, 200	248, 000	362, 200	423, 000
19	227, 900	249, 000	364, 100	424, 600
20	228, 400	249, 700	366, 000	426, 200
21	229, 100	250, 700	367, 500	427, 700
22	230, 200	252, 200	369, 500	429, 100
23	231, 300	253, 100	371, 400	430, 500
24	232, 700	254, 000	373, 300	431, 900
25	234, 100	254, 300	374, 900	432, 800
26	235, 000	255, 100	376, 700	434, 100
27	236, 100	255, 800	378, 300	435, 400
28	237, 300	256, 200	380, 100	436, 700
29	238, 600	257, 300	381, 600	437, 700
30	239, 900	258, 600	383, 400	439, 000
31	241, 100	260, 200	385, 200	440, 300
32	242, 000	261, 400	387, 000	441, 600
33	242, 900	261, 900	388, 400	442, 500
34	244, 000	263, 000	389, 900	443, 700
35	245, 100	264, 500	391, 600	444, 900
36	246, 000	265, 600	393, 200	446, 100
37	246, 900	266, 700	394, 400	447, 300
38	248, 000	268, 300	395, 900	448, 100
39	249, 300	270, 000	397, 600	448, 800
40	250, 700	271, 700	399, 300	449, 500
41	252, 000	273, 300	400, 800	450, 200
42	253, 600	275, 100	402, 300	451, 000
43	255, 000	276, 700	403, 800	451, 800
44	256, 400	278, 600	405, 600	452, 500

45	257,600	280,000	406,900	453,100
46	258,900	281,900	408,300	453,800
47	260,200	283,700	410,000	454,400
48	261,600	285,400	411,500	455,100
49	262,600	287,000	413,100	455,400
50	264,000	288,700	414,500	456,200
51	265,300	290,400	416,100	456,900
52	266,200	292,100	417,900	457,700
53	267,600	293,600	419,200	458,300
54	269,200	294,900	420,300	
55	270,800	296,000	421,500	
56	272,400	297,500	422,600	
57	273,900	298,900	423,600	
58	275,400	300,000	424,800	
59	276,900	301,600	426,000	
60	278,300	303,200	427,200	
61	279,800	304,500	428,100	
62	281,300	305,900	429,200	
63	282,800	307,700	430,300	
64	284,300	309,400	431,300	
65	285,800	310,900	432,200	
66	287,300	312,800	432,800	
67	288,700	314,400	433,400	
68	290,200	316,200	434,000	
69	291,600	317,600	434,300	
70	293,000	319,400	434,900	
71	294,400	321,200	435,500	
72	295,800	322,800	436,100	
73	297,200	324,000	436,300	
74	298,500	325,500	437,000	
75	299,900	327,300	437,700	

76	301,300	328,900	438,400
77	302,700	330,300	438,700
78	304,200	332,000	
79	305,700	333,600	
80	307,200	335,300	
81	308,500	336,900	
82		338,600	
83		340,200	
84		341,900	
85		343,300	
86		345,000	
87		346,700	
88		348,400	
89		349,500	
90		351,200	
91		352,800	
92		354,600	
93		356,000	
94		357,500	
95		359,000	
96		360,500	
97		361,800	
98		362,700	
99		363,800	
100		365,000	
101		366,100	
102		367,200	
103		368,200	
104		369,100	
105		369,800	
106		370,600	

107		371,500			
108		372,300			
109		372,800			
110		373,600			
111		374,400			
112		375,200			
113		375,900			
114		376,600			
115		377,300			
116		378,000			
117		378,200			
118		378,700			
119		379,200			
120		379,700			
121		380,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,400円	225,200円	289,300円	370,800円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

区分	号給	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	207,700	238,200	295,300	356,100	416,000		
短時間	2	208,900	240,000	296,800	357,700	418,300		
勤務職員以外	3	209,900	241,900	298,600	359,300	420,600		
の職員	4	210,900	243,800	300,400	360,700	422,800		
	5	211,600	245,300	302,100	362,300	424,800		
	6	212,600	246,400	303,900	364,100	426,700		

7	213,300	247,500	305,500	365,800	428,600
8	214,100	248,600	307,200	367,600	430,500
9	214,800	249,600	309,200	369,300	432,300
10	215,600	250,600	311,400	371,300	434,100
11	216,800	251,500	313,300	373,300	435,900
12	218,000	252,400	315,300	375,300	437,700
13	218,700	253,200	317,300	376,800	439,000
14	219,800	253,400	319,200	378,700	440,700
15	221,000	253,700	321,100	380,600	442,300
16	222,100	254,200	323,100	382,500	443,900
17	224,000	254,400	325,100	384,200	445,400
18	225,100	254,600	326,800	386,100	447,000
19	226,100	254,800	328,600	388,100	448,500
20	227,000	255,500	330,300	390,100	450,100
21	227,700	256,000	331,900	391,800	451,500
22	229,100	257,100	333,500	393,500	452,800
23	230,900	257,900	335,300	395,200	454,100
24	232,500	258,500	337,200	396,800	455,500
25	233,900	259,000	338,400	398,200	456,800
26	234,700	260,200	340,200	399,800	457,800
27	235,600	261,000	342,200	401,400	458,800
28	236,600	262,200	344,200	403,000	459,800
29	237,300	263,000	346,000	404,600	460,400
30	238,300	264,100	347,800	406,100	461,300
31	239,300	264,900	349,600	407,700	462,100
32	240,400	265,700	351,500	409,300	463,000
33	241,300	266,400	353,200	410,800	463,500
34	241,800	267,300	354,900	412,500	464,200
35	242,600	268,400	356,800	414,100	464,900
36	243,500	269,100	358,700	415,700	465,600

37	244,000	269,900	360,500	416,600	466,000
38	244,700	271,200	362,500	417,600	466,700
39	245,600	272,500	364,400	418,700	467,400
40	246,100	274,000	366,500	419,800	468,100
41	247,100	274,900	368,400	420,700	468,600
42	248,000	276,300	370,300	421,800	469,300
43	248,700	277,600	372,200	422,900	470,000
44	249,800	278,900	374,100	424,100	470,700
45	250,700	279,900	376,000	425,200	471,200
46	252,000	281,400	377,600	426,300	471,800
47	253,100	282,600	379,200	427,700	472,500
48	254,300	283,700	380,800	428,900	473,200
49	255,300	284,500	382,300	430,100	473,900
50	256,000	285,700	383,400	431,100	
51	257,000	286,700	384,400	432,200	
52	257,900	287,700	385,500	433,500	
53	258,800	288,800	386,400	434,300	
54	259,800	289,900	387,100	435,000	
55	261,000	291,100	387,700	435,800	
56	262,000	292,500	388,300	436,600	
57	262,400	293,100	388,900	437,300	
58	263,600	294,500	389,500	438,000	
59	264,700	295,700	390,100	438,600	
60	266,000	296,800	390,700	439,200	
61	266,900	297,800	391,100	439,500	
62	268,400	298,800	391,600	440,000	
63	269,700	300,100	392,100	440,400	
64	271,200	301,200	392,600	440,900	
65	272,300	302,100	393,100	441,300	
66	273,600	303,300	393,600	441,700	
67	274,700	304,500	394,100	442,200	

68	275,900	305,800	394,500	442,700
69	277,000	306,700	394,600	443,000
70	278,200	307,700	395,000	443,600
71	279,400	308,900	395,400	444,200
72	280,600	310,000	395,800	444,800
73	281,700	310,900	396,200	445,200
74	283,000	311,900	396,400	445,800
75	284,300	313,000	396,600	446,400
76	285,500	314,400	396,800	447,000
77	286,700	315,400	396,900	447,500
78	288,000	316,600	397,000	
79	289,200	317,800	397,300	
80	290,400	319,000	397,600	
81	291,600	320,100	397,700	
82	292,800	321,400	397,900	
83	294,100	322,600	398,100	
84	295,500	324,000	398,300	
85	296,800	325,100	398,400	
86	298,300	326,300	398,600	
87	299,800	327,400	398,800	
88	301,200	328,600	399,000	
89	302,700	329,300	399,100	
90	304,200	330,500		
91	305,800	331,700		
92	307,300	332,900		
93	308,600	333,800		
94		335,000		
95		336,000		
96		337,100		
97		337,900		

98		339,100				
99		340,300				
100		341,400				
101		342,100				
102		343,200				
103		344,200				
104		345,300				
105		346,200				
定年前 再任用	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
短時間 勤務職 員	248,200円	269,500円	298,300円	332,700円	376,000円	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

保育教諭給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	203,200	241,400	295,000	347,600	395,600
短時間	2	204,700	243,100	296,500	349,200	397,100
勤務職	3	206,200	244,500	298,100	350,800	398,800
員以外	4	207,600	245,800	299,700	352,300	400,300
の職員	5	208,700	247,000	301,100	354,000	401,800
	6	210,000	248,300	302,300	355,700	403,300
	7	211,200	249,600	303,500	357,300	404,700
	8	212,700	250,500	304,900	358,900	406,200
	9	214,200	251,700	306,300	360,200	407,400
	10	215,500	252,500	307,500	361,800	408,900

11	216,700	253,600	308,900	363,500	410,400
12	218,200	254,900	310,500	365,000	411,700
13	219,200	256,000	312,000	366,700	413,100
14	220,200	257,400	313,500	368,500	414,300
15	221,200	258,800	315,000	370,300	415,500
16	222,500	260,400	316,600	371,800	416,700
17	223,900	261,900	318,200	373,500	417,600
18	225,400	263,600	319,800	375,300	418,800
19	226,900	265,300	321,300	377,000	419,900
20	228,300	266,700	322,700	378,600	421,000
21	229,700	268,200	324,300	380,300	422,000
22	231,200	269,800	325,900	381,800	423,100
23	232,700	271,300	327,500	383,400	424,000
24	232,900	272,400	329,000	385,000	425,000
25	233,100	273,700	330,800	386,600	425,800
26	233,400	275,300	332,500	388,100	426,500
27	234,000	276,500	334,100	389,600	427,200
28	234,800	278,100	335,400	391,000	427,800
29	235,100	279,700	336,800	392,300	428,400
30	235,800	281,100	338,400	393,500	429,100
31	236,400	282,400	339,900	394,700	429,500
32	237,500	283,700	341,300	395,800	430,000
33	238,000	285,100	343,000	396,900	430,400
34	239,400	286,700	344,700	397,900	431,200
35	240,600	288,100	346,500	398,900	431,900
36	241,700	289,400	348,300	399,800	432,600
37	242,500	290,900	350,100	400,700	433,200
38	243,600	292,200	352,000	401,400	433,900
39	244,300	293,600	353,700	402,000	434,600
40	245,600	295,300	355,400	402,700	435,200

41	246,500	297,000	357,200	403,400	435,700
42	247,800	298,800	359,100	403,800	436,400
43	248,700	300,500	360,900	404,300	437,000
44	249,900	302,400	362,700	404,800	437,600
45	250,700	304,000	364,600	405,300	438,200
46	251,700	305,800	366,300	405,800	438,700
47	252,500	307,800	367,900	406,300	439,200
48	253,300	309,600	369,500	406,800	439,700
49	253,900	311,500	371,100	407,200	440,200
50	254,800	313,300	372,500	407,700	
51	255,600	315,200	374,000	408,200	
52	256,600	317,200	375,500	408,700	
53	257,100	319,100	377,000	409,000	
54	257,500	321,100	378,300	409,500	
55	258,100	323,000	379,700	410,000	
56	258,800	325,000	380,900	410,400	
57	259,400	327,000	382,100	410,800	
58	259,900	328,700	383,000	411,300	
59	260,700	330,400	384,000	411,700	
60	261,700	332,000	385,000	412,100	
61	262,800	333,500	386,000	412,500	
62	263,900	334,900	386,700	412,900	
63	265,100	336,300	387,400	413,300	
64	266,200	337,700	388,100	413,700	
65	266,800	339,000	388,800	414,100	
66	267,900	340,200	389,300	414,500	
67	268,700	341,400	389,800	414,900	
68	269,800	342,500	390,300	415,200	
69	270,500	343,700	390,800	415,500	
70	271,300	344,800	391,300	415,900	

71	271,900	345,900	391,800	416,300
72	272,800	346,900	392,300	416,600
73	273,800	347,800	392,700	416,900
74	274,800	348,700	393,200	
75	275,500	349,600	393,700	
76	276,200	350,500	394,200	
77	276,900	351,400	394,700	
78	277,500	352,200	395,200	
79	278,000	352,900	395,700	
80	278,900	353,700	396,100	
81	279,600	354,500	396,500	
82	280,500	355,200	397,000	
83	281,200	355,900	397,500	
84	282,000	356,600	397,900	
85	282,800	357,300	398,300	
86	283,400	357,800	398,600	
87	284,100	358,300	399,000	
88	284,700	358,800	399,400	
89	285,400	359,300	399,800	
90	285,900	359,800	400,200	
91	286,300	360,300	400,600	
92	286,800	360,700	401,000	
93	287,300	361,100	401,400	
94	287,800	361,500	401,700	
95	288,200	361,900	402,000	
96	288,600	362,300	402,300	
97	289,000	362,600	402,500	
98	289,400	363,000	402,800	
99	289,900	363,400	403,100	
100	290,200	363,700	403,400	

	101	290,600	364,000	403,700		
	102	291,000	364,500	404,000		
	103	291,400	364,900	404,300		
	104	291,700	365,200	404,600		
	105	292,000	365,500	404,900		
	106	292,300	365,800	405,200		
	107	292,600	366,100	405,500		
	108	292,900	366,400	405,800		
	109	293,200	366,700	406,100		
	110	293,500	367,000			
	111	293,800	367,300			
	112	294,100	367,600			
	113	294,300	367,900			
	114	294,600	368,200			
	115	294,800	368,500			
	116	295,100	368,800			
	117	295,400	369,100			
	118	295,700	369,400			
	119	296,000	369,700			
	120	296,300	370,000			
	121	296,600	370,300			
	122	296,900				
	123	297,200				
	124	297,500				
	125	297,800				
	126	298,100				
	127	298,400				
	128	298,700				
	129	299,000				
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月

再任用	額	額	額	額	額
短時間	214,400円	248,400円	261,900円	293,100円	320,200円
勤務職員					

備考 この表は、こども園、待機児童園等に勤務する保育教諭で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の7」を「100分の8」に改める。

第16条の2第1項中「100分の2」を「100分の4」に改める。

第18条第2項第2号中「2万9,900円」を「4万1,100円」に改める。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月 額								
定年		円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再1		187,000	241,300	273,100	304,200	361,600	395,800	448,500	473,700	509,600
任用2		188,000	242,600	274,100	305,700	363,300	397,800	449,900	483,800	514,700
短時3		189,200	244,000	275,100	307,100	364,800	399,800	451,200	488,900	519,200
間勤4		190,300	245,400	276,000	308,500	366,400	401,900	452,700	494,100	522,500
務職5		191,500	246,600	277,000	309,900	368,000	403,500	454,300	498,000	525,200
員以6		193,100	247,900	278,000	310,900	369,800	405,500	455,900	501,000	528,700

外 の	7	194, 700	249, 600	278, 900	311, 900	371, 300	407, 400	457, 300	503, 800	531, 600
職 員	8	196, 300	251, 000	279, 900	313, 100	372, 900	409, 300	458, 200	506, 300	534, 100
	9	197, 700	252, 400	280, 900	314, 200	374, 200	411, 100	459, 200	508, 300	536, 000
	10	199, 400	253, 600	281, 900	315, 800	375, 700	412, 700	460, 100		
	11	201, 000	254, 900	282, 900	317, 400	377, 200	414, 500	460, 700		
	12	202, 600	256, 200	283, 900	319, 000	378, 700	416, 200	461, 500		
	13	204, 000	257, 400	284, 900	320, 400	380, 300	417, 500	462, 300		
	14	205, 700	258, 600	286, 100	321, 900	382, 300	418, 900	463, 200		
	15	207, 400	259, 800	287, 400	323, 400	384, 000	420, 400	464, 000		
	16	209, 000	261, 100	288, 600	325, 000	385, 800	421, 900	464, 900		
	17	210, 200	262, 200	289, 800	326, 400	387, 600	423, 400	465, 700		
	18	211, 800	263, 300	291, 100	328, 100	389, 300	424, 900	466, 600		
	19	213, 400	264, 300	292, 300	329, 700	391, 000	426, 400	467, 400		
	20	214, 800	265, 400	293, 500	331, 300	392, 700	427, 800	468, 100		
	21	216, 300	266, 300	294, 500	332, 600	394, 100	428, 800	468, 800		
	22	217, 800	267, 300	295, 600	334, 200	395, 200	429, 700	469, 600		
	23	219, 400	268, 200	296, 900	335, 900	396, 600	430, 600	470, 400		
	24	221, 000	269, 200	298, 200	337, 500	398, 100	431, 500			
	25	222, 600	270, 200	299, 500	338, 700	399, 500	432, 200			
	26	224, 300	271, 100	300, 400	340, 600	400, 600	433, 200			
	27	225, 500	272, 000	301, 400	342, 300	401, 700	434, 100			
	28	226, 800	272, 900	302, 400	343, 700	402, 900	435, 100			
	29	228, 000	273, 700	303, 500	345, 200	403, 700	436, 000			
	30	229, 100	274, 400	304, 700	346, 800	404, 700	437, 000			
	31	230, 200	275, 300	305, 700	348, 300	405, 700	437, 900			
	32	231, 300	276, 000	306, 900	349, 900	406, 600	438, 800			
	33	232, 400	276, 700	308, 100	351, 600	407, 400	439, 600			
	34	233, 300	277, 500	309, 400	353, 200	408, 100	440, 500			
	35	234, 200	278, 200	310, 600	355, 000	408, 700	441, 400			
	36	235, 200	278, 800	311, 900	356, 800	409, 400	442, 300			
	37	236, 100	279, 500	313, 100	358, 300	409, 900	443, 000			

38	236, 900	280, 500	314, 400	359, 700	410, 400	443, 800			
39	237, 800	281, 000	315, 600	361, 100	410, 900	444, 500			
40	238, 600	281, 700	316, 900	362, 500	411, 500	445, 200			
41	239, 400	282, 500	318, 200	363, 800	411, 900	445, 800			
42	240, 100	283, 200	319, 500	364, 700	412, 100	446, 700			
43	240, 700	283, 900	320, 800	365, 700	412, 400	447, 400			
44	241, 300	284, 500	321, 800	366, 700	412, 700	448, 200			
45	242, 000	285, 300	322, 700	367, 600	413, 000	448, 700			
46	242, 600	285, 900	324, 000	368, 600	413, 300				
47	243, 200	286, 600	325, 200	369, 500	413, 600				
48	243, 800	287, 200	326, 500	370, 500	413, 900				
49	244, 300	287, 900	327, 700	371, 400	414, 100				
50	244, 900	288, 500	329, 000	372, 100	414, 400				
51	245, 400	289, 100	330, 200	372, 700	414, 600				
52	245, 900	289, 800	331, 400	373, 300	414, 900				
53	246, 200	290, 300	332, 600	373, 700	415, 100				
54	246, 600	290, 900	333, 600	374, 300	415, 300				
55	246, 900	291, 600	334, 600	374, 900	415, 600				
56	247, 200	292, 700	335, 700	375, 600	415, 900				
57	247, 500	293, 100	336, 400	375, 900	416, 100				
58	247, 800	293, 800	337, 300	376, 600	416, 500				
59	248, 100	294, 300	338, 000	377, 300	417, 100				
60	248, 400	295, 100	338, 800	377, 900	417, 700				
61	248, 700	295, 400	339, 600	378, 200	417, 900				
62	249, 000	295, 900	340, 000	378, 700	418, 200				
63	249, 300	296, 600	340, 600	379, 300	418, 500				
64	249, 600	297, 100	341, 300	379, 800	418, 700				
65	249, 900	297, 600	342, 100	380, 100	418, 900				
66	250, 200	298, 200	342, 700	380, 700					
67	250, 500	298, 600	343, 400	381, 400					

68	250, 800	299, 200	344, 000	382, 000				
69	251, 100	299, 700	344, 400	382, 300				
70	251, 400	300, 000	345, 000	382, 800				
71	251, 700	300, 500	345, 500	383, 400				
72	252, 000	300, 900	346, 100	383, 900				
73	252, 300	301, 500	346, 400	384, 400				
74	252, 600	302, 000	346, 900	385, 000				
75	252, 900	302, 300	347, 300	385, 400				
76	253, 200	302, 600	347, 700	385, 700				
77	253, 500	302, 800	348, 100	386, 100				
78	253, 800	303, 100	348, 600	386, 600				
79	254, 100	303, 300	349, 100	387, 000				
80	254, 400	303, 600	349, 600	387, 400				
81	254, 700	303, 800	349, 900	387, 800				
82	255, 000	304, 000	350, 300	388, 300				
83	255, 200	304, 300	350, 700	388, 700				
84	255, 500	304, 500	351, 100	389, 100				
85	255, 800	304, 800	351, 400	389, 400				
86	256, 100	305, 000	351, 800					
87	256, 400	305, 300	352, 200					
88	256, 700	305, 700	352, 600					
89	256, 900	305, 900	352, 800					
90	257, 200	306, 100	353, 100					
91	257, 300	306, 400	353, 500					
92	257, 500	306, 700	353, 900					
93	257, 600	306, 900	354, 100					
94		307, 100	354, 400					
95		307, 500	354, 800					
96		307, 900	355, 100					
97		308, 100	355, 400					

98		308,400	355,800								
99		308,800	356,200								
100		309,200	356,600								
101		309,400	357,100								
102		309,600	357,500								
103		309,900	357,900								
104		310,200	358,300								
105		310,300	358,800								
106		310,600	359,200								
107		310,900	359,500								
108		311,200	359,800								
109		311,400	360,200								
110		311,800									
111		312,200									
112		312,500									
113		312,700									
114		312,900									
115		313,200									
116		313,600									
117		313,800									
118		314,000									
119		314,300									
120		314,600									
121		314,900									
122		315,100									
123		315,400									
124		315,700									
125		316,000									
定 年	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	
前 再	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	

任用	200,200	222,700	261,600	281,200	294,100	316,900	358,800	392,600	443,800
短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（2）から別表第3までを次のように改める。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	203,800	223,500	328,900	383,800
	2	205,200	224,700	330,700	386,200
	3	206,600	225,700	332,100	388,600
	4	207,900	226,800	333,700	391,100
	5	208,800	227,400	335,300	393,400
	6	210,400	228,800	337,400	395,700
	7	212,000	230,200	339,400	397,900
	8	213,600	231,600	341,400	400,100
	9	214,400	232,500	342,800	402,300
	10	216,300	234,000	344,600	404,400
	11	218,000	235,400	346,500	406,500
	12	219,800	236,900	348,400	408,400
	13	221,300	237,900	350,000	410,200
	14	222,200	239,700	351,600	412,100
	15	223,100	241,500	353,500	414,000
	16	223,800	243,200	355,400	415,900

17	224,700	244,600	357,000	417,600
18	225,100	245,800	358,900	419,100
19	225,800	246,700	360,800	420,700
20	226,300	247,400	362,700	422,300
21	227,000	248,400	364,100	423,800
22	228,100	249,900	366,100	425,200
23	229,200	250,800	368,000	426,600
24	230,600	251,700	369,900	428,000
25	232,000	252,000	371,500	428,800
26	232,900	252,800	373,300	430,100
27	234,000	253,500	374,800	431,400
28	235,200	253,900	376,600	432,700
29	236,400	255,000	378,100	433,700
30	237,700	256,300	379,900	435,000
31	238,900	257,800	381,700	436,300
32	239,800	259,000	383,500	437,600
33	240,700	259,500	384,900	438,500
34	241,800	260,600	386,300	439,600
35	242,900	262,100	388,000	440,800
36	243,800	263,200	389,600	442,000
37	244,700	264,300	390,800	443,200
38	245,800	265,900	392,300	444,000
39	247,000	267,500	394,000	444,700
40	248,400	269,200	395,700	445,400
41	249,700	270,800	397,100	446,100
42	251,300	272,600	398,600	446,900
43	252,700	274,200	400,100	447,700
44	254,100	276,100	401,900	448,400
45	255,300	277,500	403,200	449,000
46	256,600	279,300	404,600	449,600
47	257,800	281,100	406,300	450,200

48	259,200	282,800	407,700	450,900
49	260,200	284,400	409,300	451,200
50	261,600	286,100	410,700	452,000
51	262,900	287,800	412,300	452,700
52	263,800	289,400	414,100	453,500
53	265,200	290,900	415,400	454,100
54	266,800	292,200	416,500	
55	268,300	293,300	417,600	
56	269,900	294,800	418,700	
57	271,400	296,200	419,700	
58	272,900	297,300	420,900	
59	274,400	298,900	422,100	
60	275,800	300,400	423,300	
61	277,300	301,700	424,200	
62	278,700	303,100	425,300	
63	280,200	304,900	426,400	
64	281,700	306,600	427,400	
65	283,200	308,100	428,200	
66	284,700	310,000	428,800	
67	286,100	311,500	429,400	
68	287,600	313,300	430,000	
69	288,900	314,700	430,300	
70	290,300	316,500	430,900	
71	291,700	318,300	431,500	
72	293,100	319,900	432,100	
73	294,500	321,000	432,300	
74	295,800	322,500	433,000	
75	297,200	324,300	433,700	
76	298,600	325,900	434,400	
77	299,900	327,300	434,700	
78	301,400	329,000		

79	302,900	330,600
80	304,400	332,200
81	305,700	333,800
82		335,500
83		337,100
84		338,800
85		340,200
86		341,900
87		343,500
88		345,200
89		346,300
90		348,000
91		349,600
92		351,400
93		352,800
94		354,200
95		355,700
96		357,200
97		358,500
98		359,400
99		360,500
100		361,700
101		362,800
102		363,800
103		364,800
104		365,700
105		366,400
106		367,200
107		368,100
108		368,900
109		369,400

110		370,200			
111		371,000			
112		371,800			
113		372,500			
114		373,200			
115		373,900			
116		374,500			
117		374,700			
118		375,200			
119		375,700			
120		376,200			
121		376,700			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額 198,600円	基準給料月額 223,200円	基準給料月額 286,700円	基準給料月額 367,400円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	205,800	236,000	292,600	352,900	412,200		
短時間	2	207,000	237,800	294,100	354,400	414,500		
勤務職員	3	208,000	239,700	295,900	356,000	416,800		
員以外	4	209,000	241,600	297,700	357,400	418,900		
	5	209,700	243,100	299,400	359,000	420,900		
	6	210,700	244,200	301,100	360,800	422,800		
	7	211,400	245,300	302,700	362,500	424,700		
	8	212,200	246,300	304,400	364,200	426,600		
	9	212,900	247,300	306,400	365,900	428,300		

10	213,700	248,300	308,600	367,900	430,100
11	214,800	249,200	310,400	369,900	431,900
12	216,000	250,100	312,400	371,900	433,700
13	216,700	250,900	314,400	373,400	435,000
14	217,800	251,100	316,300	375,200	436,700
15	219,000	251,400	318,200	377,100	438,300
16	220,100	251,900	320,200	379,000	439,800
17	222,000	252,100	322,100	380,700	441,300
18	223,100	252,300	323,800	382,600	442,900
19	224,100	252,500	325,600	384,600	444,400
20	224,900	253,200	327,300	386,500	446,000
21	225,600	253,700	328,900	388,200	447,400
22	227,000	254,800	330,500	389,900	448,700
23	228,800	255,600	332,200	391,600	449,900
24	230,400	256,200	334,100	393,200	451,300
25	231,800	256,700	335,300	394,600	452,600
26	232,600	257,800	337,100	396,100	453,600
27	233,500	258,600	339,100	397,700	454,600
28	234,500	259,800	341,100	399,300	455,600
29	235,200	260,600	342,800	400,900	456,200
30	236,100	261,700	344,600	402,400	457,100
31	237,100	262,500	346,400	404,000	457,900
32	238,200	263,300	348,300	405,600	458,800
33	239,100	264,000	350,000	407,000	459,300
34	239,600	264,900	351,700	408,700	460,000
35	240,400	266,000	353,500	410,300	460,600
36	241,300	266,700	355,400	411,900	461,300
37	241,800	267,500	357,200	412,800	461,700
38	242,500	268,700	359,200	413,800	462,400
39	243,400	270,000	361,100	414,900	463,100

40	243,900	271,500	363,200	416,000	463,800
41	244,900	272,400	365,000	416,900	464,300
42	245,800	273,800	366,900	417,900	465,000
43	246,400	275,100	368,800	419,000	465,700
44	247,500	276,400	370,700	420,200	466,400
45	248,400	277,400	372,600	421,300	466,900
46	249,700	278,800	374,200	422,400	467,500
47	250,800	280,000	375,700	423,800	468,200
48	252,000	281,100	377,300	425,000	468,900
49	253,000	281,900	378,800	426,200	469,600
50	253,700	283,100	379,900	427,200	
51	254,700	284,100	380,900	428,200	
52	255,600	285,100	382,000	429,500	
53	256,500	286,200	382,900	430,300	
54	257,400	287,300	383,600	431,000	
55	258,600	288,500	384,200	431,800	
56	259,600	289,800	384,800	432,600	
57	260,000	290,400	385,300	433,300	
58	261,200	291,800	385,900	434,000	
59	262,300	293,000	386,500	434,600	
60	263,600	294,100	387,100	435,200	
61	264,500	295,100	387,500	435,500	
62	266,000	296,100	388,000	436,000	
63	267,300	297,400	388,500	436,400	
64	268,700	298,500	389,000	436,900	
65	269,800	299,400	389,500	437,300	
66	271,100	300,500	390,000	437,700	
67	272,200	301,700	390,500	438,200	
68	273,400	303,000	390,900	438,700	
69	274,500	303,900	391,000	438,900	
70	275,700	304,900	391,400	439,500	

71	276,900	306,100	391,800	440,100
72	278,100	307,200	392,200	440,700
73	279,100	308,100	392,600	441,100
74	280,400	309,100	392,800	441,700
75	281,700	310,200	393,000	442,300
76	282,900	311,500	393,200	442,900
77	284,100	312,500	393,300	443,400
78	285,400	313,700	393,400	
79	286,600	314,900	393,700	
80	287,800	316,100	394,000	
81	288,900	317,200	394,100	
82	290,100	318,500	394,300	
83	291,400	319,700	394,500	
84	292,800	321,000	394,700	
85	294,100	322,100	394,800	
86	295,600	323,300	395,000	
87	297,100	324,400	395,200	
88	298,500	325,600	395,400	
89	299,900	326,300	395,500	
90	301,400	327,500		
91	303,000	328,700		
92	304,500	329,900		
93	305,800	330,800		
94		331,900		
95		332,900		
96		334,000		
97		334,800		
98		336,000		
99		337,200		
100		338,300		

	101		339,000			
	102		340,100			
	103		341,100			
	104		342,200			
	105		343,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		246,000円	267,100円	295,600円	329,700円	372,600円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

保育教諭給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	201,400	239,200	292,300	344,400	392,000
短時間	2	202,900	240,900	293,800	346,000	393,500
勤務職員以外の職員	3	204,300	242,300	295,400	347,600	395,200
	4	205,700	243,600	297,000	349,100	396,600
	5	206,800	244,800	298,400	350,800	398,100
	6	208,100	246,100	299,600	352,500	399,600
	7	209,300	247,300	300,700	354,000	401,000
	8	210,800	248,200	302,100	355,600	402,500
	9	212,300	249,400	303,500	356,900	403,700
	10	213,600	250,200	304,700	358,500	405,200
	11	214,700	251,300	306,100	360,200	406,600
	12	216,200	252,600	307,700	361,700	407,900
	13	217,200	253,700	309,200	363,400	409,300

14	218,200	255,100	310,600	365,100	410,500
15	219,200	256,500	312,100	366,900	411,700
16	220,500	258,000	313,700	368,400	412,900
17	221,900	259,500	315,300	370,100	413,800
18	223,400	261,200	316,900	371,900	415,000
19	224,800	262,900	318,400	373,600	416,100
20	226,200	264,300	319,800	375,100	417,200
21	227,600	265,800	321,300	376,800	418,100
22	229,100	267,400	322,900	378,300	419,200
23	230,600	268,800	324,500	379,900	420,100
24	230,800	269,900	326,000	381,500	421,100
25	231,000	271,200	327,800	383,100	421,900
26	231,300	272,800	329,500	384,600	422,600
27	231,900	274,000	331,100	386,000	423,300
28	232,700	275,600	332,300	387,400	423,900
29	233,000	277,200	333,700	388,700	424,500
30	233,700	278,500	335,300	389,900	425,200
31	234,300	279,800	336,800	391,100	425,600
32	235,400	281,100	338,200	392,200	426,100
33	235,800	282,500	339,900	393,300	426,500
34	237,200	284,100	341,600	394,300	427,300
35	238,400	285,500	343,300	395,300	428,000
36	239,500	286,800	345,100	396,100	428,600
37	240,300	288,300	346,900	397,000	429,200
38	241,400	289,500	348,800	397,700	429,900
39	242,100	290,900	350,500	398,300	430,600
40	243,400	292,600	352,200	399,000	431,200
41	244,300	294,300	353,900	399,700	431,700
42	245,600	296,100	355,800	400,100	432,400
43	246,400	297,800	357,600	400,600	433,000

44	247,600	299,600	359,400	401,100	433,600
45	248,400	301,200	361,300	401,600	434,200
46	249,400	303,000	363,000	402,100	434,700
47	250,200	305,000	364,500	402,600	435,200
48	251,000	306,800	366,100	403,100	435,700
49	251,600	308,700	367,700	403,500	436,200
50	252,500	310,400	369,100	404,000	
51	253,300	312,300	370,600	404,500	
52	254,300	314,300	372,100	405,000	
53	254,800	316,200	373,600	405,300	
54	255,200	318,200	374,800	405,800	
55	255,800	320,100	376,200	406,300	
56	256,500	322,000	377,400	406,600	
57	257,000	324,000	378,600	407,000	
58	257,500	325,700	379,500	407,500	
59	258,300	327,400	380,500	407,900	
60	259,300	329,000	381,500	408,300	
61	260,400	330,500	382,500	408,700	
62	261,500	331,800	383,200	409,100	
63	262,700	333,200	383,900	409,500	
64	263,800	334,600	384,600	409,900	
65	264,400	335,900	385,200	410,300	
66	265,500	337,100	385,700	410,700	
67	266,300	338,300	386,200	411,100	
68	267,400	339,400	386,700	411,400	
69	268,000	340,600	387,200	411,700	
70	268,800	341,700	387,700	412,100	
71	269,400	342,700	388,200	412,500	
72	270,300	343,700	388,700	412,800	
73	271,300	344,600	389,100	413,100	

74	272,300	345,500	389,600
75	273,000	346,400	390,100
76	273,700	347,300	390,600
77	274,400	348,200	391,100
78	275,000	349,000	391,600
79	275,500	349,700	392,100
80	276,400	350,500	392,500
81	277,100	351,300	392,900
82	278,000	352,000	393,400
83	278,600	352,700	393,900
84	279,400	353,300	394,300
85	280,200	354,000	394,700
86	280,800	354,500	395,000
87	281,500	355,000	395,400
88	282,100	355,500	395,800
89	282,800	356,000	396,100
90	283,300	356,500	396,500
91	283,700	357,000	396,900
92	284,200	357,400	397,300
93	284,700	357,800	397,700
94	285,200	358,200	398,000
95	285,600	358,600	398,300
96	286,000	359,000	398,600
97	286,400	359,300	398,800
98	286,800	359,700	399,100
99	287,300	360,100	399,400
100	287,600	360,400	399,700
101	288,000	360,700	400,000
102	288,400	361,200	400,300
103	288,800	361,600	400,600
104	289,000	361,900	400,900

	105	289,300	362,200	401,200		
	106	289,600	362,500	401,500		
	107	289,900	362,800	401,800		
	108	290,200	363,100	402,100		
	109	290,500	363,400	402,400		
	110	290,800	363,700			
	111	291,100	363,900			
	112	291,400	364,200			
	113	291,600	364,500			
	114	291,900	364,800			
	115	292,100	365,100			
	116	292,400	365,400			
	117	292,700	365,700			
	118	293,000	366,000			
	119	293,300	366,300			
	120	293,600	366,600			
	121	293,900	366,900			
	122	294,200				
	123	294,500				
	124	294,800				
	125	295,100				
	126	295,400				
	127	295,700				
	128	296,000				
	129	296,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		212,500円	246,100円	259,500円	290,400円	317,300円

備考 この表は、こども園、待機児童園等に勤務する保育教諭で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000円」を「405,000円」に、「419,000円」を「455,000円」に、「471,000円」を「508,000円」に、「532,000円」を「574,000円」に、「607,000円」を「655,000円」に、「709,000円」を「765,000円」に、「829,000円」を「893,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び附則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の2第1項、第25条第1項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第3条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正

後の給与条例第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項から第4項までの規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 4 静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。附則に次の2項を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

38 第5条から第8条まで及び第10条までの規定にかかわらず、静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和7年静岡市条例第81号。以下この項及び次項において「令和7年改正条例」という。)の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において令和7年改正条例による改正前の給与条例の適用を受ける職員であった者で施行日において引き続き令和7年改正条例による改正後の給与条例の適用を受けることとなったもの(次項に規定するものを除く。)が施行日以後に退職する場合に支給する退職手当の額は、その者が施行日の前日に退職するものとした場合に支給されることとなる退職手当に係る退職日給料月額(以下この項及び次項において「施行日前退職日給料月額」という。)が、退職の日に支給されることとなる退職手当に係る第5条に規定する退職日給料月額より多いときは、施行日前退職日給料月額を基礎として第5条から第8条まで及び第10条の規定により計算して得られる額と第11条の規定による調整額との合計額とする。

39 施行日の前日において令和7年改正条例による改正前の給与条例の適用を受ける職員であった者について、施行日において引き続き令和7年改正条例による改正後の給与条例の適用を受けることとなったものの退職日給料月額が給与条例附則第33項に規定する職員の給料月額である場合であって、第7条の2第1項に規定する特定減額前給料月額が施行日前退職日給料月額に達しないときにおける同条の規定の適用については、同項第1号中「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日」とあるのは「給与条例附則第33

項の特定日の前日」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「施行日前退職日給料月額を」と読み替えるものとする。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第82号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種 類 号給	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 188,700	円 243,500	円 356,100	円 204,700	円 238,200	円 203,200	円 201,700	円 212,900
2	円 189,700	円 244,800	円 359,100	円 206,300	円 240,000	円 204,700	円 203,100	円 215,300
3	円 190,900	円 246,200	円 362,000	円 207,900	円 241,900	円 206,200	円 204,600	円 217,600
4	円 192,000	円 247,600	円 364,900	円 209,500	円 243,800	円 207,600	円 206,100	円 219,900
5	円 193,200	円 248,900	円 367,300	円 211,100	円 245,300	円 208,700	円 207,100	円 222,100
6	円 194,900	円 250,200	円 370,300	円 212,700	円 246,400	円 210,000	円 209,300	円 224,400
7	円 196,500	円 251,900	円 373,100	円 214,300	円 247,500	円 211,200	円 211,200	円 226,600
8	円 198,100	円 253,300	円 376,200	円 215,900	円 248,600	円 212,700	円 213,200	円 228,800
9	円 199,500	円 254,700	円 378,500	円 217,500	円 249,600	円 214,200	円 215,200	円 231,000

10	201,200	255,900	381,600	219,100	250,600	215,500	217,300	233,200
11	202,800	257,200	384,700	220,700	251,500	216,700	219,500	235,400
12	204,400	258,500	387,800	222,300	252,400	218,200	221,300	237,600
13	205,900	259,800	389,900	223,900	253,200	219,200	223,300	239,800
14	207,600	261,000	392,700	225,500	253,400	220,200	225,500	241,900
15	209,300	262,200	395,700	226,700	253,700	221,200	227,900	244,000
16	210,900	263,500	398,700	227,800	254,200	222,500	230,100	246,100
17	212,100	264,600	400,900	228,900	254,400	223,900	232,300	248,200
18	213,700	265,700	404,400	229,500	254,600	225,400	234,900	250,000
19	215,300	266,700	407,900	230,900	254,800	226,900	237,700	251,700
20	216,800	267,800	411,200	232,300	255,500	228,300	239,600	253,400
21	218,300	268,700	413,700	233,700	256,000	229,700	241,200	255,100
22	219,800	269,700	417,100	234,600	257,100	231,200	242,200	256,400
23	221,400	270,700	420,400	236,100	257,900	232,700	243,100	257,700
24	223,000	271,700	423,600	237,500	258,500	232,900	243,900	258,900
25	224,600	272,700	426,100	239,100	259,000	233,100	244,600	260,100
26	226,300	273,600	428,400	240,100	260,200	233,400	245,600	261,200
27	227,600	274,500	430,700	241,900	261,000	234,000	246,400	262,300
28	228,900	275,400	432,900	243,700	262,200	234,800	247,500	263,400
29	230,100	276,200	434,800	245,400	263,000	235,100	248,200	264,600
30	231,200	276,900	436,600	246,800	264,100	235,800	250,000	265,700
31	232,300	277,800	438,800	248,000	264,900	236,400	251,700	266,800
32	233,400	278,500	440,800	249,000	265,700	237,500	253,400	267,800
33	234,500	279,200	442,500	249,700	266,400	238,000	255,000	268,900
34	235,400	280,000	444,800	250,700	267,300	239,400	256,600	269,900
35	236,300	280,800	447,100	252,200	268,400	240,600	258,200	270,900
36	237,300	281,400	449,300	253,100	269,100	241,700	259,700	272,000
37	238,300	282,100	450,900	254,000	269,900	242,500	261,000	273,200
38	239,100	283,100	452,900	254,300	271,200	243,600	262,500	274,100
39	240,000	283,600	454,600	255,100	272,500	244,300	264,000	275,100
40	240,800	284,300	456,200	255,800	274,000	245,600	265,500	276,200

41	241,600	285,100	457,600	256,200	274,900	246,500	267,000	277,400
42	242,300	285,800	459,100	257,300	276,300	247,800	268,400	278,500
43	242,900	286,500	460,600	258,600	277,600	248,700	269,800	279,600
44	243,500	287,100	462,300	260,200	278,900	249,900	271,000	280,700
45	244,200	287,900	463,900	261,400	279,900	250,700	272,300	281,600
46	244,800	288,500	466,400	261,900	281,400	251,700	273,600	282,400
47	245,400	289,200	469,000	263,000	282,600	252,500	274,700	283,200
48	246,000	289,800	471,500	264,500	283,700	253,300	275,800	284,000
49	246,500	290,500	473,800	265,600	284,500	253,900	276,900	284,600
50	247,100	291,100	476,100	266,700	285,700	254,800	277,900	285,400
51	247,600	291,800	478,400	268,300	286,700	255,600	278,900	286,100
52	248,100	292,500	480,700	270,000	287,700	256,600	279,900	286,800
53	248,500	293,000	483,000	271,700	288,800	257,100	281,000	287,600
54	248,900	293,600	485,300	273,300	289,900	257,500	282,000	288,400
55	249,200	294,300	487,600	275,100	291,100	258,100	283,100	289,000
56	249,500	295,400	489,900	276,700	292,500	258,800	284,200	289,700
57	249,800	295,800	492,200	278,600	293,100	259,400	285,200	290,400
58	250,100	296,500	494,500	280,000	294,500	259,900	286,200	291,200
59	250,400	297,000	496,800	281,900	295,700	260,700	287,200	292,000
60	250,700	297,800	499,100	283,700	296,800	261,700	288,200	292,600
61	251,000	298,100	501,200	285,400	297,800	262,800	289,300	293,200
62	251,300	298,600	503,400	287,000	298,800	263,900	290,300	293,900
63	251,600	299,300	505,600	288,700	300,100	265,100	291,400	294,600
64	251,900	299,800	507,800	290,400	301,200	266,200	292,500	295,100
65	252,200	300,300	509,700	292,100	302,100	266,800	293,500	295,800
66	252,500	300,900	512,100	293,600	303,300	267,900	294,500	296,500
67	252,800	301,300	514,500	294,900	304,500	268,700	295,500	297,100
68	253,100	301,900	516,900	296,000	305,800	269,800	296,500	297,700
69	253,400	302,500	519,100	297,500	306,700	270,500	297,500	298,400
70	253,700	302,800	521,200	298,900	307,700	271,300	298,500	299,100

第2条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第10条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第10条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種 類 号給	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 187,000	円 241,300	円 356,100	円 202,900	円 236,000	円 201,400	円 212,900	円 212,900
2	円 188,000	円 242,600	円 359,100	円 204,400	円 237,800	円 202,900	円 215,300	円 215,300
3	円 189,200	円 244,000	円 362,000	円 206,000	円 239,700	円 204,300	円 217,600	円 217,600
4	円 190,300	円 245,400	円 364,900	円 207,600	円 241,600	円 205,700	円 219,900	円 219,900
5	円 191,500	円 246,600	円 367,300	円 209,200	円 243,100	円 206,800	円 222,100	円 222,100
6	円 193,100	円 247,900	円 370,300	円 210,800	円 244,200	円 208,100	円 224,400	円 224,400
7	円 194,700	円 249,600	円 373,100	円 212,400	円 245,300	円 209,300	円 226,600	円 226,600
8	円 196,300	円 251,000	円 376,200	円 214,000	円 246,300	円 210,800	円 228,800	円 228,800
9	円 197,700	円 252,400	円 378,500	円 215,500	円 247,300	円 212,300	円 231,000	円 231,000
10	円 199,400	円 253,600	円 381,600	円 217,100	円 248,300	円 213,600	円 233,200	円 233,200
11	円 201,000	円 254,900	円 384,700	円 218,700	円 249,200	円 214,700	円 235,400	円 235,400
12	円 202,600	円 256,200	円 387,800	円 220,300	円 250,100	円 216,200	円 237,600	円 237,600
13	円 204,000	円 257,400	円 389,900	円 221,900	円 250,900	円 217,200	円 239,800	円 239,800
14	円 205,700	円 258,600	円 392,700	円 223,500	円 251,100	円 218,200	円 241,900	円 241,900
15	円 207,400	円 259,800	円 395,700	円 224,700	円 251,400	円 219,200	円 244,000	円 244,000
16	円 209,000	円 261,100	円 398,700	円 225,700	円 251,900	円 220,500	円 246,100	円 246,100
17	円 210,200	円 262,200	円 400,900	円 226,800	円 252,100	円 221,900	円 248,200	円 248,200
18	円 211,800	円 263,300	円 404,400	円 227,400	円 252,300	円 223,400	円 250,000	円 250,000

19	213,400	264,300	407,900	228,800	252,500	224,800	251,700	251,700
20	214,800	265,400	411,200	230,200	253,200	226,200	253,400	253,400
21	216,300	266,300	413,700	231,600	253,700	227,600	255,100	255,100
22	217,800	267,300	417,100	232,500	254,800	229,100	256,400	256,400
23	219,400	268,200	420,400	234,000	255,600	230,600	257,700	257,700
24	221,000	269,200	423,600	235,400	256,200	230,800	258,900	258,900
25	222,600	270,200	426,100	236,900	256,700	231,000	260,100	260,100
26	224,300	271,100	428,400	237,900	257,800	231,300	261,300	261,200
27	225,500	272,000	430,700	239,700	258,600	231,900	262,500	262,300
28	226,800	272,900	432,900	241,500	259,800	232,700	263,700	263,400
29	228,000	273,700	434,800	243,200	260,600	233,000	264,800	264,600
30	229,100	274,400	436,600	244,600	261,700	233,700	265,800	265,700
31	230,200	275,300	438,800	245,800	262,500	234,300	266,900	266,800
32	231,300	276,000	440,800	246,700	263,300	235,400	267,900	267,800
33	232,400	276,700	442,500	247,400	264,000	235,800	269,000	268,900
34	233,300	277,500	444,800	248,400	264,900	237,200	270,100	269,900
35	234,200	278,200	447,100	249,900	266,000	238,400	271,300	270,900
36	235,200	278,800	449,300	250,800	266,700	239,500	272,600	272,000
37	236,100	279,500	450,900	251,700	267,500	240,300	273,800	273,200
38	236,900	280,500	452,900	252,000	268,700	241,400	274,900	274,100
39	237,800	281,000	454,600	252,800	270,000	242,100	276,100	275,100
40	238,600	281,700	456,200	253,500	271,500	243,400	277,200	276,200
41	239,400	282,500	457,600	253,900	272,400	244,300	278,500	277,400
42	240,100	283,200	459,100	255,000	273,800	245,600	279,500	278,500
43	240,700	283,900	460,600	256,300	275,100	246,400	280,500	279,600
44	241,300	284,500	462,300	257,800	276,400	247,600	281,400	280,700
45	242,000	285,300	463,900	259,000	277,400	248,400	282,000	281,600
46	242,600	285,900	466,400	259,500	278,800	249,400	282,800	282,400
47	243,200	286,600	469,000	260,600	280,000	250,200	283,600	283,200
48	243,800	287,200	471,500	262,100	281,100	251,000	284,400	284,000
49	244,300	287,900	473,800	263,200	281,900	251,600	285,100	284,600

50	244,900	288,500	476,100	264,300	283,100	252,500	285,900	285,400
51	245,400	289,100	478,400	265,900	284,100	253,300	286,600	286,100
52	245,900	289,800	480,700	267,500	285,100	254,300	287,400	286,800
53	246,200	290,300	483,000	269,200	286,200	254,800	288,200	287,600
54	246,600	290,900	485,300	270,800	287,300	255,200	289,000	288,400
55	246,900	291,600	487,600	272,600	288,500	255,800	289,700	289,000
56	247,200	292,700	489,900	274,200	289,800	256,500	290,500	289,700
57	247,500	293,100	492,200	276,100	290,400	257,000	291,200	290,400
58	247,800	293,800	494,500	277,500	291,800	257,500	291,800	291,200
59	248,100	294,300	496,800	279,300	293,000	258,300	292,600	292,000
60	248,400	295,100	499,100	281,100	294,100	259,300	293,400	292,600
61	248,700	295,400	501,200	282,800	295,100	260,400	294,100	293,200
62	249,000	295,900	503,400	284,400	296,100	261,500	294,700	293,900
63	249,300	296,600	505,600	286,100	297,400	262,700	295,500	294,600
64	249,600	297,100	507,800	287,800	298,500	263,800	296,100	295,100
65	249,900	297,600	509,700	289,400	299,400	264,400	297,100	295,800
66	250,200	298,200	512,100	290,900	300,500	265,500	297,900	296,500
67	250,500	298,600	514,500	292,200	301,700	266,300	298,600	297,100
68	250,800	299,200	516,900	293,300	303,000	267,400	299,300	297,700
69	251,100	299,700	519,100	294,800	303,900	268,000	299,900	298,400
70	251,400	300,000	521,200	296,200	304,900	268,800	300,600	299,100

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員(基本報酬の額を月額で定める者に限る。)(以下「期末手当等支給会計年度任用職員」という。)以外の会計年度任用職員に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間の給料月額については、第1条の規定による改正後の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以

下「改正後の条例」という。) 別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(適用)

3 第1条の規定による改正後の条例別表第1の規定は期末手当等支給会計年度任用職員の令和7年度における任期の初日(2以上の任期が引き続く者にあっては、最初の任期の初日)から適用し、第1条の規定による改正後の条例第10条及び第10条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定は令和7年12月1日から適用する。

4 前項の規定は、期末手当等支給会計年度任用職員に限り適用する。

(給与の内扱)

5 第1条の規定による改正後の条例の規定の適用をする場合においては、附則第3項の規定によるこの条例の適用の日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用を受ける者に対して第1条の規定による改正前の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第83号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,700	242,600	388,200	459,600
	2	203,100	244,400	389,300	461,600
	3	204,600	246,300	390,700	463,700
	4	206,100	248,200	392,300	465,700
	5	207,100	249,500	393,400	467,500
	6	209,300	251,500	395,000	469,300
	7	211,200	253,400	396,600	471,200
	8	213,200	255,300	398,000	473,200
	9	215,200	257,100	399,300	475,000
	10	217,300	259,000	400,800	476,800
	11	219,500	260,900	402,300	478,400
	12	221,300	262,900	403,800	480,200
	13	223,300	264,600	404,800	481,800
	14	225,500	266,500	406,400	483,400

15	227,900	268,100	407,800	484,900
16	230,100	269,700	409,300	486,500
17	232,300	271,400	410,400	487,500
18	234,900	274,200	411,900	488,200
19	237,700	277,000	413,500	489,000
20	239,600	279,700	414,900	489,800
21	241,200	282,000	416,200	490,600
22	242,200	284,900	417,700	491,400
23	243,100	287,800	419,100	492,200
24	243,900	290,700	420,500	493,000
25	244,600	293,300	421,500	493,600
26	245,600	296,300	423,000	494,400
27	246,400	299,200	424,500	495,200
28	247,500	302,200	426,000	496,000
29	248,200	304,700	426,900	496,800
30	250,000	306,500	428,200	497,500
31	251,700	308,700	429,600	498,200
32	253,400	311,100	431,000	498,900
33	255,000	313,400	431,900	499,700
34	256,600	315,600	433,500	500,400
35	258,200	317,700	435,100	501,200
36	259,700	319,700	436,700	502,000
37	261,000	321,700	437,700	502,800
38	262,500	323,700	439,200	
39	264,000	325,700	440,700	
40	265,500	327,600	442,300	
41	267,000	329,600	443,000	
42	268,400	331,600	444,500	
43	269,800	333,400	446,000	
44	271,000	335,200	447,500	

45	272,300	337,000	448,100
46	273,600	338,700	449,700
47	274,700	340,500	451,300
48	275,800	342,200	452,900
49	276,900	343,900	453,500
50	277,900	345,600	455,100
51	278,900	347,300	456,700
52	279,900	349,000	458,200
53	281,000	350,700	459,100
54	282,000	352,400	460,400
55	283,100	354,100	461,600
56	284,200	355,800	462,800
57	285,200	357,500	463,600
58	286,200	359,200	464,300
59	287,200	360,900	465,000
60	288,200	362,600	465,700
61	289,300	364,300	465,900
62	290,300	366,000	466,600
63	291,400	367,700	467,300
64	292,500	369,300	467,900
65	293,500	370,900	468,200
66	294,500	372,500	468,900
67	295,500	374,100	469,600
68	296,500	375,700	470,300
69	297,500	377,200	470,700
70	298,500	378,700	
71	299,500	380,300	
72	300,600	381,900	
73	301,600	383,500	
74	302,600	385,100	

75	303,600	386,700
76	304,600	388,400
77	305,600	390,000
78	306,500	391,700
79	307,500	393,300
80	308,400	394,800
81	309,400	396,100
82	310,300	397,500
83	311,200	398,900
84	312,100	400,300
85	313,100	401,500
86	314,000	402,900
87	314,900	404,200
88	315,800	405,500
89	316,800	406,400
90	317,700	407,700
91	318,600	409,100
92	319,500	410,400
93	320,400	411,200
94	321,300	412,100
95	322,200	413,200
96	323,200	414,300
97	324,100	415,200
98	325,000	416,100
99	325,800	417,000
100	326,500	417,900
101	327,300	418,400
102	328,200	419,100
103	329,000	420,000
104	329,800	420,800

105	330,400	421,500
106	331,200	422,200
107	332,000	422,900
108	332,800	423,700
109	333,300	424,300
110	334,100	424,800
111	334,800	425,500
112	335,500	426,300
113	335,800	426,800
114	336,300	427,500
115	336,700	428,200
116	337,100	428,700
117	337,200	429,000
118	337,800	429,500
119	338,300	429,800
120	338,800	430,100
121	338,900	430,400
122	339,400	430,600
123	339,800	430,900
124	340,200	431,100
125	340,300	431,300
126	340,600	431,500
127	340,900	431,700
128	341,200	431,900
129	341,300	432,100
130	341,500	432,300
131	341,600	432,500
132	341,800	432,700
133	341,900	432,900
134	342,100	433,100

	135	342,300	433,300		
	136	342,500	433,500		
	137	342,700	433,700		
	138	342,900	433,900		
	139	343,000	434,100		
	140	343,200	434,300		
	141	343,300	434,500		
	142	343,500	434,700		
	143	343,600	434,800		
	144	343,700	435,000		
	145	343,800	435,200		
	146	344,000	435,400		
	147	344,100	435,600		
	148	344,200	435,800		
	149	344,300	436,000		
	150	344,500	436,200		
	151	344,600	436,400		
	152	344,700	436,600		
	153	344,800	436,800		
	154	345,000			
	155	345,100			
	156	345,200			
	157	345,300			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		244,100円	285,300円	342,500円	429,400円

第2条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第10条第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1中備考を次のように改める。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で高等学校に

勤務する副校長及び教頭である者の給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、4級である職員で高等学校に勤務する校長である者の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200

21	255,100	290,400	418,200	492,800
22	256,400	292,600	419,600	493,400
23	257,700	294,800	421,000	494,000
24	258,900	296,900	422,300	494,700
25	260,100	298,900	423,900	495,300
26	261,300	300,800	425,300	495,900
27	262,500	302,700	426,600	496,500
28	263,700	304,500	428,000	497,200
29	264,800	306,300	429,400	497,800
30	265,800	308,200	430,700	498,400
31	266,900	310,000	432,200	499,000
32	267,900	311,700	433,700	499,700
33	269,000	313,400	435,300	500,300
34	270,100	315,200	436,700	500,900
35	271,300	316,900	438,300	501,500
36	272,600	318,500	439,800	502,200
37	273,800	320,100	441,500	502,800
38	274,900	321,800	443,000	
39	276,100	323,600	444,600	
40	277,200	325,300	446,200	
41	278,500	326,600	447,700	
42	279,500	328,500	449,200	
43	280,500	330,300	450,400	
44	281,400	332,000	451,600	
45	282,000	333,600	452,800	
46	282,800	335,500	454,100	
47	283,600	337,200	455,300	
48	284,400	338,900	456,500	
49	285,100	340,600	457,600	
50	285,900	342,300	458,800	
51	286,600	344,000	460,000	

52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200
62	294,700	360,500	469,800
63	295,500	362,100	470,300
64	296,100	363,500	470,800
65	297,100	365,000	471,300
66	297,900	366,600	471,900
67	298,600	368,200	472,400
68	299,300	369,700	472,900
69	299,900	371,200	473,400
70	300,600	372,800	
71	301,300	374,300	
72	302,000	375,800	
73	302,700	377,300	
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	
81	307,600	388,800	

82	308,200	390,200
83	308,900	391,500
84	309,600	392,800
85	310,200	393,900
86	311,000	395,300
87	311,700	396,600
88	312,300	397,900
89	313,000	399,100
90	313,800	400,400
91	314,600	401,500
92	315,400	402,700
93	315,900	403,900
94	316,700	405,000
95	317,500	406,200
96	318,300	407,400
97	318,900	408,800
98	319,600	409,800
99	320,400	410,800
100	321,100	411,800
101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700

112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200

142	339,500	432,500		
143	339,800	432,800		
144	340,000	433,000		
145	340,300	433,200		
146	340,500	433,500		
147	340,800	433,800		
148	341,100	434,000		
149	341,300	434,200		
150	341,500			
151	341,800			
152	342,100			
153	342,300			
154	342,500			
155	342,800			
156	343,100			
157	343,300			
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	247,200円	288,900円	348,200円	436,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は令和8年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(号給の切替え)
- 4 第3条の施行日（以下「施行日」という。）の前日において改正後の教育職員給与条例

別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正後の教育職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 第3条の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和18年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附則別表

給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	2	1
4	1	1	3	2
5	1	1	4	3
6	1	1	5	4
7	1	1	7	5

8	2	1	7	6
9	2	1	8	7
10	3	1	10	8
11	4	2	11	9
12	5	4	12	10
13	6	5	12	11
14	7	6	13	12
15	8	8	14	13
16	9	9	15	15
17	10	10	16	15
18	11	13	17	16
19	13	15	18	16
20	13	16	19	17
21	14	18	20	18
22	15	19	21	19
23	15	20	22	20
24	15	22	23	22
25	16	23	24	23
26	16	24	25	24
27	17	26	26	25
28	17	27	27	27
29	17	29	28	28
30	18	30	29	29
31	19	31	30	30
32	20	32	31	31

33	21	33	31	32
34	23	35	32	34
35	24	36	33	35
36	25	37	34	36
37	26	38	35	37
38	27	40	36	
39	29	41	37	
40	30	42	38	
41	32	43	38	
42	33	44	39	
43	34	45	40	
44	35	46	41	
45	36	47	42	
46	37	48	43	
47	38	49	44	
48	39	50	46	
49	40	51	46	
50	41	52	47	
51	42	53	49	
52	43	55	50	
53	44	56	51	
54	45	57	52	
55	47	58	53	
56	48	59	54	
57	50	60	54	

58	51	62	55	
59	52	63	56	
60	53	64	56	
61	55	65	56	
62	56	66	57	
63	58	67	58	
64	59	68	59	
65	61	69	59	
66	62	70	61	
67	63	71	62	
68	65	72	63	
69	66	73	64	
70	67	74		
71	69	75		
72	70	76		
73	72	78		
74	73	79		
75	75	80		
76	76	81		
77	78	82		
78	79	84		
79	81	85		
80	83	86		
81	84	87		
82	86	88		

83	87	89		
84	88	90		
85	90	91		
86	91	93		
87	92	94		
88	93	95		
89	95	96		
90	96	97		
91	97	98		
92	98	99		
93	99	100		
94	101	101		
95	102	102		
96	103	103		
97	104	104		
98	105	105		
99	106	106		
100	107	107		
101	108	107		
102	110	108		
103	112	109		
104	113	110		
105	115	111		
106	117	112		
107	118	113		

108	120	114		
109	121	115		
110	123	116		
111	125	117		
112	126	118		
113	127	120		
114	129	122		
115	131	125		
116	132	127		
117	133	128		
118	136	130		
119	137	131		
120	139	133		
121	140	134		
122	142	135		
123	143	136		
124	145	137		
125	145	138		
126	147	138		
127	148	139		
128	149	140		
129	149	141		
130	150	142		
131	151	142		
132	151	143		

133	152	144		
134	152	145		
135	153	146		
136	154	146		
137	155	147		
138	156	148		
139	156	149		
140	157	149		
141	157	149		
142	157	149		
143	157	149		
144	157	149		
145	157	149		
146	157	149		
147	157	149		
148	157	149		
149	157	149		
150	157	149		
151	157	149		
152	157	149		
153	157	149		
154	157			
155	157			
156	157			
157	157			

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第84号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400

14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
38	274,100	300,800	387,000	406,800	
39	275,100	302,700	388,200	407,900	
40	276,200	304,500	389,300	409,100	
41	277,400	306,300	390,400	410,200	
42	278,500	308,200	391,600	411,500	
43	279,600	310,000	392,800	412,500	

44	280,700	311,700	393,900	413,600
45	281,600	313,400	395,000	414,800
46	282,400	315,200	396,300	416,000
47	283,200	316,900	397,500	417,200
48	284,000	318,500	398,600	418,400
49	284,600	320,100	399,500	419,500
50	285,400	321,800	400,700	420,500
51	286,100	323,600	401,700	421,800
52	286,800	325,300	402,800	423,000
53	287,600	326,600	403,600	424,200
54	288,400	328,500	404,700	425,300
55	289,000	330,300	405,700	426,400
56	289,700	332,000	406,700	427,500
57	290,400	333,600	407,800	428,500
58	291,200	335,500	408,800	429,700
59	292,000	337,200	409,900	430,900
60	292,600	338,900	411,000	432,100
61	293,200	340,600	412,000	432,700
62	293,900	342,300	413,100	433,500
63	294,600	344,000	414,200	434,200
64	295,100	345,700	415,200	434,700
65	295,800	347,400	416,100	435,000
66	296,500	348,700	417,000	435,300
67	297,100	350,000	418,000	435,700
68	297,700	351,300	419,000	436,100
69	298,400	352,800	419,800	436,400
70	299,100	354,300	420,600	436,800
71	299,700	355,800	421,300	437,100
72	300,400	357,300	422,100	437,400
73	300,900	358,600	422,800	437,700

74	301,500	360,100	423,400	438,000
75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600
93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	
95	312,200	386,100	431,300	
96	312,600	387,200	431,500	
97	312,900	388,200	431,700	
98	313,300	389,200		
99	313,700	390,100		
100	314,100	391,000		
101	314,500	391,800		
102	314,800	392,800		
103	315,100	393,600		

104	315,400	394,500		
105	315,600	395,300		
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		

134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		
141		417,800		
142		418,100		
143		418,400		
144		418,700		
145		418,900		
146		419,200		
147		419,500		
148		419,700		
149		419,900		
150		420,200		
151		420,500		
152		420,700		
153		420,900		
154		421,200		
155		421,500		
156		421,700		
157		421,900		
158		422,200		
159		422,500		
160		422,700		
161		422,900		
162		423,200		
163		423,500		

	164		423,700			
	165		423,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		238,400円	285,800円	314,300円	341,600円	425,600円

備考

- 1 この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900

16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800

46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	

76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		

106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		200,300円	227,800円	269,500円	290,100円	305,700円	331,900円

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300

員以外の職員	2	203, 100	241, 100	275, 200	294, 100	327, 700	374, 000
	3	205, 200	242, 400	275, 900	294, 800	329, 100	375, 600
	4	207, 300	243, 700	276, 700	295, 500	330, 500	377, 200
	5	209, 300	244, 900	277, 500	296, 200	331, 900	378, 700
	6	211, 300	246, 000	278, 300	296, 900	333, 500	380, 300
	7	213, 300	247, 000	279, 100	297, 600	335, 000	381, 900
	8	215, 100	247, 900	279, 800	298, 300	336, 500	383, 500
	9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900	385, 100
	10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500	387, 100
	11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000	389, 100
	12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500	391, 100
	13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900	392, 500
	14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500	394, 200
	15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900
	16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600
	17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300
	18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800
	19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300
	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500

	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,100
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,400
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,700
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,900

	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		

92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		201,300円	227,900円	257,300円	271,300円	297,800円	340,000円

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第6項及び第7項を削り、第8項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第1中備考2を次のように改める。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、4級である職員で小学校又は中学校に勤務する校長である者の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(以下「改正後的小中学校教育職員等給与条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後的小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後的小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第85号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ある者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第3条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

（教職調整額に関する経過措置）

5 令和8年1月1日から令和12年12月31までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から令和10年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで	100分の9

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

規 则

静岡市規則第104号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第3号中「24号」を「第24号」に、「21,000円」を「2万2,500円」に改め、同項第4号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

様式第1号中「静岡市職員の給与に関する条例第15条」を「静岡市職員の給与に関する条例施行規則第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の給与に関する条例施行規則第15条第3項第3号の規定中宿日直手当の額に関する部分及び同項第4号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

静岡市規則第105号

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則（平成21年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

期間の区分	月額
1年未満	310,800円
1年以上2年未満	310,800円
2年以上3年未満	310,800円
3年以上4年未満	310,800円
4年以上5年未満	310,800円
5年以上6年未満	310,800円
6年以上7年未満	310,800円
7年以上8年未満	310,800円
8年以上9年未満	310,800円
9年以上10年未満	310,800円
10年以上11年未満	310,800円
11年以上12年未満	310,800円
12年以上13年未満	310,800円
13年以上14年未満	310,800円
14年以上15年未満	310,800円
15年以上16年未満	310,800円
16年以上17年未満	307,500円
17年以上18年未満	304,200円

18年以上19年未満	300,900円
19年以上20年未満	297,600円
20年以上21年未満	294,300円
21年以上22年未満	283,300円
22年以上23年未満	271,300円
23年以上24年未満	258,800円
24年以上25年未満	246,300円
25年以上26年未満	233,800円
26年以上27年未満	218,300円
27年以上28年未満	202,800円
28年以上29年未満	187,300円
29年以上30年未満	171,800円
30年以上31年未満	155,300円
31年以上32年未満	138,800円
32年以上33年未満	122,300円
33年以上34年未満	104,300円
34年以上35年未満	86,300円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

静岡市規則第106号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同条第2号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第22条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

静岡市規則第107号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに制定する。

令和7年12月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年静岡市
規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の210」を「100分の215」に改める。

第2条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

第4条中「100分の215」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施
行規則第4条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

静岡市規則第108号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月17日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第53号その1（2枚目）及び様式第55号（裏）中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則様式第53号その1及び様式第55号の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市規則第109号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

静岡市長 難波喬司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書（様式第1号）」を「一部負担金減免等申請書」に改め、同条第3項中「国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予承認（不承認）通知書（様式第2号）」を「一部負担金減免等承認決定通知書又は一部負担金減免等申請却下通知書」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書（様式第3号）」を「一部負担金減免等証明書」に改める。

第4条中「国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予理由消滅届出書（様式第4号）」を「国民健康保険一部負担金減免等理由消滅届出書」に改める。

第5条中「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証交付申請書（様式第5号）」を「国民健康保険標準負担額減額認定申請書」に改める。

第6条の2中「国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証交付申請書（様式第8号の2）」を「国民健康保険標準負担額減額認定申請書」に改める。

第11条第1項中「（様式第14号）」を削る。

第12条の2中「国民健康保険限度額適用認定証交付申請書（様式第16号の2）」を「国民健康保険限度額適用認定申請書」に改める。

第13条中「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書（様式第17号）」を「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に改める。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号から様式第5号まで 削除

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2 削除

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第16号の2及び様式第17号を次のように改める。

様式第16号の2及び様式第17号 削除

様式第34号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、様式第34号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第110号

静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月26日

静岡市長 難波喬司

静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校給食費の管理に関する規則（令和7年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「337円」を「354円」に、「391円」を「412円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の静岡市学校給食費の管理に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に提供される学校給食に係る教職員等給食費について適用し、同日前に提供される学校給食に係る教職員等給食費については、なお従前の例による。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第15号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「手当の月額は」を「次条第2号で定める校務を分掌する職員の手当の月額は」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

1 次条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、次項の各号に定める額に、各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加えた額とする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(支給対象の校務)

第4条 手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

(支給しない場合)

第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加算しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「市職員給与条例」という。）第36条第1項に規定する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合であって市職員給与条例第38条の規定により勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除く。）

附則第2項中「各号に掲げる額」の次に「（第3条第2項各号に対応する別表第1及び別表第2の備考2に掲げる加算額を除く。）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分 年齢	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任						
用短時間勤務職員以外の職員	1～4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81～84	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85～88	2,800	3,800	5,000	5,300	
	89～92	2,900	3,900	5,000	5,300	

93～96	3,000	4,000	5,000	5,300		
97～100	3,100	4,100	5,100			
101～104	3,100	4,200				
105～108	3,200	4,300				
109～112	3,200	4,400				
113～116	3,200	4,400				
117～120	3,300	4,500				
121～124	3,300	4,600				
125～128	3,300	4,700				
129～132		4,700				
133～136		4,700				
137～140		4,700				
141～144		4,700				
145～148		4,800				
149～152		4,900				
153～156		4,900				
157～160		4,900				
161～164		5,100				
165		5,100				
定年前再任 用短時間勤 務職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

備考

- 1 この表は、第3条第2項第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級

定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
1～4		1,300	1,700	4,000	5,100
5～8		1,300	1,800	4,100	5,200
9～12		1,400	1,900	4,100	5,300
13～16		1,500	2,000	4,200	5,400
17～20		1,600	2,100	4,400	5,500
21～24		1,700	2,200	4,400	5,600
25～28		1,800	2,300	4,600	5,600
29～32		1,900	2,400	4,700	5,600
33～36		1,900	2,600	4,700	5,600
37～40		2,000	2,600	4,800	5,600
41～44		2,200	2,800	4,900	
45～48		2,200	3,000	5,000	
49～52		2,300	3,200	5,100	
53～56		2,400	3,300	5,100	
57～60		2,400	3,400	5,200	
61～64		2,500	3,500	5,200	
65～68		2,600	3,700	5,300	
69～72		2,600	3,800	5,300	
73～76		2,700	3,800		
77～80		2,800	3,900		
81～84		2,800	4,000		
85～88		2,800	4,100		
89～92		2,900	4,200		
93～96		3,000	4,300		
97～100		3,100	4,400		
101～104		3,100	4,400		
105～108		3,200	4,500		
109～112		3,200	4,600		

113～116	3,200	4,700			
117～120	3,300	4,700			
121～124	3,300	4,700			
125～128	3,300	4,700			
129～132	3,400	4,700			
133～136	3,400	4,800			
137～140	3,400	4,900			
141～144	3,500	4,900			
145～148	3,500	4,900			
149～152	3,500	5,100			
153～156	3,500	5,100			
157	3,600				
定年前再任用 短時間勤務職 員	2,200	2,600	3,500	4,400	

備考

- 1 この表は、第3条第2項第2号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第16号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を
ここに制定する。

令和7年12月24日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

種類	支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100
条例第7条第2項第1号アに掲げる業務（週休日等に従事する場合を除く。）	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100

に限る。)	委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)		
条例第7条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100
条例第7条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	4時間未満	25／100
		4時間以上	50／100
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	7時間45分未満	100／100
		7時間45分以上	
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第	5,100円	7時間45分	50／100

2項第2号に 掲げる業務	5,100円	未満	
		7時間45分 以上	100／100
条例第7条第 2項第3号に 掲げる業務	3,600円	7時間45分 未満	360／510
		7時間45分 以上	100／100
条例第7条第 2項第4号に 掲げる業務	200円	4時間未満	20／36
		4時間以上	100／100
教育業務連絡指導手当			

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第17号

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

種類	支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当 に掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円(被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)	7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100
条例第8条第2項第1号アに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円(被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額に	4時間未満	50／100
		4時間以上	100／100

	その100分の100に相当する額を加算した額)		
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50／100
		4時間以上	100／100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	4時間未満	25／100
		4時間以上 7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50／100
		4時間以上	100／100
条例第8条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	50／100
		7時間45分以上	100／100

条例第8条第 2項第3号に 掲げる業務	5,100円	7時間45分未 満	360／510
		7時間45分以 上	100／100
条例第8条第 2項第4号に 掲げる業務	3,600円	4時間未満	20／36
		4時間以上	100／100
条例第8条第 2項第5号に 掲げる業務	900円	7時間45分未 満	50／100
		7時間45分以 上	100／100
教育業務連絡指導手当	200円		

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第835号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき
市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月3日

静岡市長 難波喬司

本則の表常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護
を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後
の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前
の例による。